

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(共用部分の取扱い) 第2条 当該建築物に特定用途及び非特定用途の共用に供されるべき階段、機械室その他の建築物の部分（以下「共用部分」という。）がある場合における条例第4条の表に規定する特定用途に供する部分の床面積及び非特定用途に供する部分の床面積（以下「各用途の床面積」という。）の算定については、当該建築物の共用部分の床面積を、各用途の床面積の当該建築物における延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。）に対する割合で按分し、それぞれ各用途の床面積に加算するものとする。	(共用部分の取扱い) 第2条 当該建築物に特定用途（<u>共同住宅を除く。</u>）並びに<u>共同住宅</u>及び非特定用途の共用に供されるべき階段、機械室その他の建築物の部分（以下「共用部分」という。）がある場合における条例第4条の表に規定する特定用途（<u>共同住宅を除く。</u>）に供する部分の床面積並びに<u>共同住宅</u>及び非特定用途に供する部分の床面積（以下「各用途の床面積」という。）の算定については、当該建築物の共用部分の床面積を、各用途の床面積の当該建築物における延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。）に対する割合で按分し、それぞれ各用途の床面積に加算するものとする。

第1号様式中「正」を削り、「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

用 途 別 床 面 積	特定用途	非特定用途	合計	特定用途	非特定用途	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

」を

「

用 途 別 床 面 積	特定用途 （共同住宅を除く。）	共同住宅及び 非特定用途	合計	特定用途 （共同住宅を除く。）	共同住宅及び 非特定用途	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

」に

改める。

第2号様式中「副」を削り、

「

用 途 別 床 面 積	特定用途	非特定用途	合計	特定用途	非特定用途	合計
-------------	------	-------	----	------	-------	----

	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

」を

「

用 途 別 床 面 積	特定用 途（共 同住宅 を除 く。）	共同住 宅及び 非特定 用途	合計	特定用 途（共 同住宅 を除 く。）	共同住 宅及び 非特定 用途	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この規則による改正後の松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。